

## 消費税率引上げによる地方消費税の社会保障施策への活用(平成28年度決算)

消費税率の引上げによる地方消費税の増収分は、消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策)に充てることとされています。

加西市では、平成28年度の消費税交付金の増収分(307,855千円)を次の社会保障施策(6,586,113千円)の財源として活用しました。

(千円)

区分	事業費	特定財源			一般財源		
		国庫	県費	その他	地方消費税(増収分)	その他	
社会福祉	生活保護 (生活保護費支給等)	354,152	261,796	6,009	334	6,680	79,333
	児童・母子福祉 (保育所運営費等)	1,787,957	738,986	260,290	103,705	53,197	631,779
	高齢者福祉 (高齢者入所支援等)	78,575	0	19,924	4,216	4,228	50,207
	障害者福祉 (自立支援給付費等)	1,065,808	454,827	223,539	95,657	22,661	269,124
	福祉医療 (こども医療費助成等)	287,976	300	89,735	0	15,373	182,568
社会保険	国民健康保険 (繰出金)	314,049	49,018	158,278	0	8,291	98,462
	後期高齢者医療 (繰出金)	702,427	0	105,852	23,137	44,535	528,903
	介護保険 (繰出金)	655,987	5,596	1,602	0	50,387	598,402
保健衛生	医療施策 (加西病院補助等)	1,155,514	0	0	0	89,738	1,065,776
	予防・健康増進対策 (予防接種助成費等)	183,668	5,867	4,428	9,011	12,765	151,597
合計	6,586,113	1,516,390	869,657	236,060	307,855	3,656,151	